

新型コロナウイルス感染拡大の影響による休業等で、生活資金にお悩みの皆さまへ

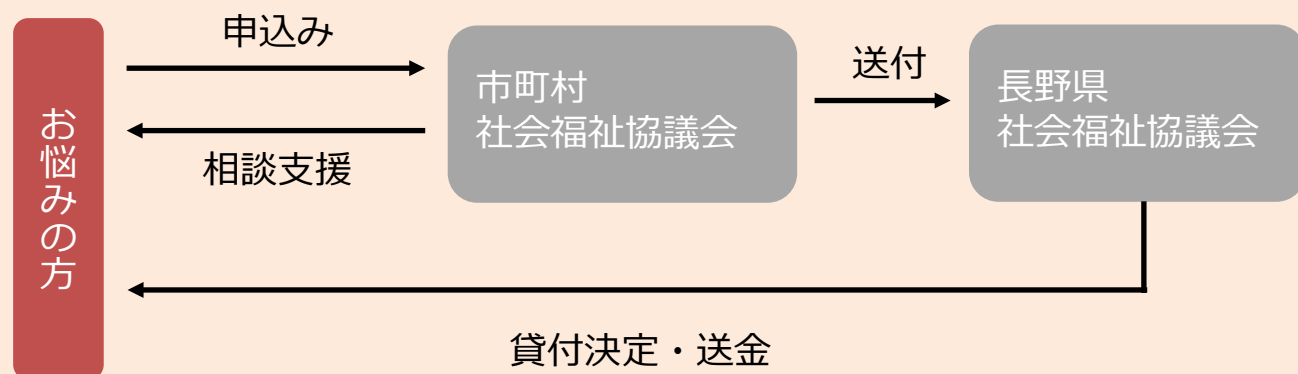
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

長野県社会福祉協議会では、低所得世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う生活福祉資金貸付制度を実施しております。

本制度につき、新型コロナウイルス感染拡大の影響を踏まえ、貸付の対象世帯を低所得世帯以外に拡大し、休業等により生活資金でお悩みの方々に向けた、緊急小口資金等の特例貸付を実施します。

特例貸付の具体的な内容は裏面をご覧ください。また、具体的な内容のお問合せや貸付のご相談は、下記問い合わせ先へお願いします。

貸付手続きの流れ



お問合せ先

朝日村社会福祉協議会 (TEL0263-99-2340)

相談受付には原則予約が必要となりますので、事前に電話にてお問い合わせください。。

予約可能時間：(月～金曜日 9:00 ~ 15:00)